

北九州市立
 幼稚園長
 小・中・特別支援学校長 様
 高等学校・戸畑高等専修学校長

北九州市教育長 田島 裕美

1月24日（月）以降の市立学校の対応について（通知）

このことについて、福岡県に「福岡県コロナ警報」が発令されることを踏まえ、令和3年9月29日付「緊急事態宣言が解除されたことに伴う市立学校の対応について（通知）」等を、下記のとおり変更しましたので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」等をもとに、各学校での感染症対策が適切に行われているか、再度、ご確認ください。

なお、福岡県が「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定された場合は、本通知の「福岡県コロナ警報」を「まん延防止等重点措置」と読み替えて対応を継続していただきますようお願いいたします。

記

「緊急事態宣言が解除されたことに伴う市立学校の対応について（通知）」等からの変更点等

	9月29日付通知等からの変更点
児童生徒等の登校判断	別紙1-① 参照 ※ 別紙1-②を学校のホームページに掲載すること ※ 別紙1-③の文例を参考に保護者へ案内すること
授業時間等 授業実施上の留意点	別紙2-①・② 参照
学校行事等	別紙3 参照
特別支援教育関係等	別紙4 参照
部活動	別紙5 参照
ひまわり学習塾等	別紙6 参照
研修等	別紙7 参照

※ 別紙中の赤字は対応の変更箇所です。

【問い合わせ先】

内 容	担当課	電 話
健康管理、給食等	学校保健課	582-2381
授業、学校行事等	学校経営・教育指導課	582-2368
部活動	生徒指導・教育相談課	582-2369
特別支援教育	特別支援教育課	582-3448
ひまわり学習塾等	授業づくり支援企画課	641-4666
研修	教育センター	641-1775

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

対象者		現状(10月20日付通知)	1月24日(月)以降
感染者		出席停止	同左
濃厚接触者	<u>児童生徒等(本人)</u>	出席停止 ※PCR検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触の翌日から14日間は登校不可(保健所の指示に従ってください)	出席停止 ※PCR検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触の翌日から <u>10日間</u> は登校不可(保健所の指示に従ってください)
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※濃厚接触者のPCR検査結果が陰性であれば登校可	同左
風邪症状がみられるとき (PCR検査受検予定なし)	児童生徒等(本人)	出席停止 ※風邪症状がなくなれば登校可	同左
	<u>同居家族</u>	登校可	<u>出席停止</u> ※風邪症状がなくなれば登校可
PCR検査受検の予定あり	風邪症状がみられるとき	児童生徒等(本人)	出席停止 ※PCR検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
		<u>同居家族</u>	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR検査結果が陰性であれば登校可
症状はないが、念のため検査を受検する場合	【施設等で陽性者発生なし】 ・スクリーニング ・入院、手術等	児童生徒等(本人)	登校可
		同居家族	登校可
	【施設等で陽性者発生あり】 ・学級閉鎖 ・一斉PCR等	児童生徒等(本人)	出席停止
		<u>同居家族</u>	登校可 <u>校長が出席しなくてもよいと認めた日</u> ※PCR検査結果が陰性であれば登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席		校長が出席しなくてもよいと認めた日	同左
何ら症状等がない児童生徒等が「感染が不安」との理由で欠席する場合			
児童生徒本人のワクチン接種	接種のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日	同左
	副反応のため欠席	出席停止	同左

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

令和4年1月24日現在

対象者		出席停止等の取扱い		
感染者		出席停止		
濃厚接触者	<u>児童生徒等(本人)</u>	出席停止 ※PCR 検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触の翌日から 10日間 は登校不可 (保健所の指示に従ってください)		
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※濃厚接触者の PCR 検査結果が陰性であれば登校可		
風邪症状がみられるとき (PCR 検査受検予定なし)		児童生徒等(本人)	出席停止 ※風邪症状がなくなれば登校可	
		<u>同居家族</u>	出席停止 ※風邪症状がなくなれば登校可	
PCR 検査受検の予定あり	風邪症状がみられるとき		児童生徒等(本人) 出席停止 ※PCR 検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可	
			<u>同居家族</u> 出席停止 ※PCR 検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可	
	症状はないが、念のために検査を受検する場合	【施設等で陽性者発生なし】 〔・スクリーニング ・入院、手術 等〕	児童生徒等(本人)	登校可
			同居家族	登校可
		【施設等で陽性者発生あり】 〔・学級閉鎖 一斉 PCR 等〕	児童生徒等(本人)	出席停止
			<u>同居家族</u>	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR 検査結果が陰性であれば登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席		校長が出席しなくてもよいと認めた日		
何ら症状等がない児童生徒等が「感染が不安」との理由で欠席する場合				
児童生徒本人のワクチン接種	接種のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日		
	副反応のため欠席	出席停止		

- 出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。
- 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。
- 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。

令和4年1月●●日

保護者様

新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会からのお願い

「福岡県コロナ警報」が発動されたことに伴い、1月24日（月）以降のお子さまの登校に関して、次のように取り扱うこととしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

① 同居家族の方が、

「風邪の症状がみられる場合」も、登校できません。

※ 同居家族の風邪の症状がなくなれば、登校は可能です。

② お子様や同居家族の方が、

「PCR検査を受ける場合」は、原則登校できません。（施設等で陽性者はいないが定期的に実施するスクリーニング目的の検査を除く）

※ その場合、欠席扱いにはなりません。

※ PCR検査を受ける場合は、必ず学校に連絡してください。

学校での感染拡大防止を図り、お子様が安全に学校に通うためには、皆様のご協力が必要です。是非、ご協力のほどよろしく申し上げます。

北九州市教育委員会

授業時間等

学校経営・教育指導課

本市の感染状況を踏まえ、1月24日（月）からの授業時間等については、下記の通り継続すること。

一単位時間	小学校 45 分、中学校 50 分
一日の授業時間	通常授業
授業実施上の留意点	授業実施上の留意点【R4. 1. 21 第6版】（別紙2—②）

（留意点）

1 オンライン学習等を希望する児童生徒への学習支援を継続して実施すること。

2 自校の教育課程の進行管理を適切に行うこと。

自校の各学級・教科等の教育課程の進行状況について把握し、未指導内容が生じないように組織的・計画的に対応する。

- ★ 学校生活全般の留意点については、「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル（令和4年1月7日 第五版）」を参照すること。
- ★ マスク着用、手洗い、常時換気、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保の徹底をすること。
- ★ 換気に伴う室温の低下・上昇による健康被害が生じないように、防寒目的の衣服の着用、エアコン使用等について、柔軟に対応すること。また、適切な服装について、家庭への呼びかけを行うこと。

<p>教科共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中、教室の扉や窓は、気候上可能な限り、廊下側と窓側を対角に20cm程度開放し常時換気すること。換気を目安としてCO₂モニターを活用すること。 ・ 校内の換気扇は常に回しておくこと。 ・ 児童生徒が分散するように、使用するトイレの場所、時間など、工夫すること。 ・ 教室の児童生徒の間は、できるだけ2m（最低1m）を目安に最大限の距離をとること。 ・ 学年など多くの人数を集合させる際は、運動場・体育館・特別教室などを使用し、児童生徒の間は、できるだけ2m（最低1m）を目安に最大限の距離をとる、短時間で行うなど、工夫すること。 ・ 休み時間など、外で体を動かすことはよいが、児童生徒が組み合ったり密接したりするような遊びはしないように指導すること。 ・ 話し合う活動は、児童生徒が正対しないようにする、十分な身体的距離をとるなど、工夫すること。教室を児童生徒が移動して行う学び合い（教え合い）の活動は行わないこと。 ・ 児童生徒へ個別に近距離での介助や手当等の対応が必要な際は、マスクに加え、フェイスシールド、ゴム手袋を活用する、短時間（15分以内）で行うなど、工夫すること。 ・ 授業開始・終了のあいさつ、授業中の発言などの発声する場面では、「声のものさし」を活用するなど、適切な声量で行うこと。 ・ 指導の際はICTを活用するなど、接触をなるべく避けるように工夫すること。 ・ 児童生徒個人が所持する文房具などの共有は行わないようにすること。 ・ 児童生徒の水筒は、一か所にまとめて置かないこと。 ・ 児童生徒が教材・教具を共有して使用する場合は、使用する前後にこまめに手洗いもしくは手指消毒を行うこと。 ・ 握手やハイタッチなどは行わないようにすること。 ・ 行事や授業にGTなど外部から講師を招く際は、下記の留意事項を踏まえて実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 感染拡大防止を踏まえた学習内容・活動などを事前に十分精査すること。 ② 発熱の確認など「学校保健マニュアル」に示してある「自宅で行う健康チェックリスト表」などを活用した健康チェックを行うこと。 ③ マスク着用や手指消毒を必ず行うこと。
<p>国語</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話し合う活動を行う場合は、十分に内容を精選すること。感想・意見の交流などの活動にあたっては、ふせんやGIGA端末などを活用して行う、紙上発表にする、予想される反応を掲示して推敲するなど、工夫すること。 ・ 音読をする際は、「声のものさし」を活用するなど、適切な声量で、前を向いて行うこと。 ・ 「話すこと・聞くこと」領域の「話すこと」「聞くこと」「話し合うこと」の指導においては、デジタル教科書などの話合いの映像や、CDの音声、話合いを文字化したシナリオを活用するなどの方法も適宜取り入れ、声を発する機会を最小限にすること。
<p>社会 (生活)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の社会科見学・生活科見学（校区探検、スーパーマーケット、ごみステーション、工場見学など）や中学校の地域調査における野外調査を行う際は、感染予防に十分配慮（訪問先における3密の回避、できるだけ2m、最低1mを目安に最大限の距離の確保など）して行うこと。
<p>生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物や動物を探したり、採取したりする活動を行う際は、一人一人がなるべく離れた場所で行うなど、工夫すること。 ・ 植物や動物の世話をすることは、隣の友達との間隔を十分にとること。 ・ 外で活動した後、植物や生き物を触った後は、手洗い、うがいをする。 ・ 学校探検などを行う際は、列の前後の距離を保つ、グループ単位で探検するなど、工夫すること。 ・ 広いスペースで活動する、学習内容を精選し短時間で行うなど、工夫すること。

算数 数学	<ul style="list-style-type: none"> 話し合う活動を行う場合は、十分に内容を精選すること。自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったりするなどの学習活動を取り入れる際には、考えを紙やボードに書かせて提示するなど、工夫すること。 操作活動やカードゲームなどは個人で行うこととし、身体接触を避けること。
理科	<ul style="list-style-type: none"> 理科室で観察・実験を行う際は、班員同士が近距離で活動することを避け、活動前後は手洗いと手指消毒を行うこと。 教室や理科室で授業を行う際は、授業内容について視聴覚機器やICTを活用することにより、既習内容の復習や観察・実験前の説明、実験後のまとめなどを的確に指導・指示を行うこと。また、班員の人数を少なくする、児童生徒が正対しないように座席配置に配慮する、スクールシールドを活用するなど、工夫すること。 理科室での密を避けるために、教室で演示実験を行う際は、火器や薬品を用いた実験は行わないこと。
外国語 英語	<ul style="list-style-type: none"> 机と机の間隔を空け、自席に座った状態で（または起立した状態で）授業を行うこと。 英会話ルームやランチルームなど、教室よりも広い部屋がある場合（または使用可能な場合は、可能な限りその部屋で授業を行うこと。 やり取りを行う際は、ペアのみとし、短時間でいき、近距離になりすぎない（できるだけ2m、最低1mの身体的距離の確保など）、真正面から向き合わないようにすること。 チャンツ（歌、ジングルなど）を行う際は、児童生徒が向かい合うことなく、同じ方向を向いて、「声のものさし」を活用するなど、適切な声量で行うこと。 キーワードゲームなどで、同じものを触ったり掴んだりしないようにすること。
音楽	<div data-bbox="268 913 1481 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 歌唱を行う際は、児童生徒が向かい合うことなく、同じ方向を向いて、原則マスクを着用し、適切な声量で行うこと。また、常時換気を原則とすること。</p> <p>※ 合唱、器楽合奏等の練習時間はできるだけ短くし、連続して長時間の練習とならないようにすること。常時換気すること。</p> <p>注) マスクは、鼻と口の両方を隙間がないよう覆った形状のものをよぶ。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。</p> <p>注) フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。</p> </div> <p>【合唱を行う際の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひな壇を使用しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 合唱している児童生徒同士の間隔は、前後左右ともできるだけ2m（最低1m）の身体的距離を確保すること。 ● ひな壇を使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を市松状に配置し、必ず1.5m以上の身体的距離を確保すること。 <div data-bbox="416 1503 1310 1899" style="text-align: center;"> <p>ひな壇隊形の例) ● = 児童生徒 □ = ひな壇</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数が多い学校については、ひな壇だけでなく平場も活用するなど、隊形を工夫すること。 サーキュレーターを活用するなどして、舞台前側から舞台奥に向けての方向に空気の流れを作るようにすること。 ※ 「指導者・伴奏者と合唱している児童生徒」、「発表者と観客」の身体的距離が十分に確保できるよう工夫すること。

	<p>【器楽合奏時の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 楽器は、使用する前後に消毒を行うこと。 (※ 保健マニュアルには器具などの消毒の必要はないと記載があるが、音楽の授業では飛沫が飛ぶ可能性が高いため。) ・ 吹いて音を出す楽器を使用する活動については、前後左右1m以上の間隔をあけたり、列ごとに活動を行ったりするなど、工夫して行うこと。(決して近距離では行わない。)また、手をふく用途以外の清潔なハンカチを用意させ机の上に置かせておき、つば抜きなどに使用するなど、工夫すること。(持ち帰らせる際はビニル袋に入れさせること。)
図画工作 美術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同絵の具を使用する際は、多めに容器を準備し、少人数で使用させること。 ● 共同製作(制作)などの際は、できるだけ2m(最低1m)の身体的距離を保つこと。もしくは、個人製作(制作)などとする。
技術分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能指導などにより木工室などを使用する場合には、金工室も同時に使用するなど、生徒間の間隔を十分にとり指導を行うなど、工夫すること。また、その際は、安全面での配慮を踏まえ、木工室、金工室にそれぞれ教職員が付き指導に当たること。
家庭 家庭分野	<p><小学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実技は、グループにせずに行い、距離を開けて座るなど、工夫すること。 ・ 裁縫道具などは、個人で使用し、貸し借りしないこと。 ・ 縫い方がわからないときは、ICTを活用するなど、接触をなるべく避けるよう工夫すること。 ・ 児童がアイロン、ミシンなど共有して使用する場合は、使用前後の手洗いもしくは手指消毒を行うこと。 ・ 実習後片付ける際は、前後に手洗いを行うこと。 ・ 清掃道具を扱う題材については、雑巾は、個人のものを使い、洗い場での密集を避けるようにすること。 ※ 5年生の調理実習については、(来年度での実施等)時期をずらすなどの対応をとること。 6年生の調理実習については、代替の内容に切り替えること。
	<p><中学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被服室での実技は、横並びに座る、対面を避ける、距離を開けて座るなど、工夫すること。 ・ 被服実習を行う際、生徒が実習台など共有して使用する場合は、使用前後に手洗いもしくは手指消毒を行うこと。 ・ 裁縫道具などは、個人で使用し、貸し借りしないこと。 ・ 生徒がアイロン、ミシンなど共有して使用する場合は、使用前後に手洗いもしくは手指消毒を行うこと。 ・ 実習後片付ける際は、前後に手洗いを行うこと。 ・ 縫い方がわからないときは、ICTを活用するなど、接触をなるべく避けるよう工夫すること。 ※ 1・2年生の調理実習については、(来年度での実施等)時期をずらすなどの対応をとること。 3年生の調理実習については、代替の内容に切り替えること。
総合的な 学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校外での調べ学習および異年齢集団の学習などは、感染予防に十分配慮(訪問先における3密の回避、できるだけ2m、最低1mを目安に最大限の距離の確保など)して行うこと。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会を行う際は、運動場・体育館・特別教室などを使用し、短時間で行うなど、工夫すること。
生活単元 学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科の留意点を踏まえた配慮に努めること。 ・ 校外学習や飲食を伴う活動については、感染予防に十分配慮(訪問先における3密の回避、できるだけ2m、最低1mを目安に最大限の距離の確保、向かい合って座らない、会話は極力控えるなど)して行うこと。
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の際は、できる限りの感染予防を行うとともに、児童生徒の実態を踏まえた安全確保に努めること。

< 体育科（運動領域）、保健体育科（体育分野） >

1. 保健マニュアルなどとの相違について
 体育科、保健体育科の特質を踏まえ、教育課程を進行していく上で、保健マニュアル等と一部相違する部分がある。
2. 授業と部活動の違いについて（スポーツ庁政策課の見解も含む）
授業について
 基礎疾患や持病がある児童生徒を含めた全ての者が学習するため、十分な感染症対策を講じた上で、より慎重に進めていき、安心・安全に行わなければならない。
部活動について
 自主的に行っている活動であり、参加しないという選択肢がある中での実施である。また、同意書の提出などにより、保護者などの承諾を得ている。

全領域共通事項

- ※① 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、教室移動中や更衣中、運動量の少ない活動（ストレッチなどの準備運動、教師の指示を聞く時間、活動の合間の時間）など、発声を伴う活動（発表、話し合いなど）では、必ずマスクを着用する。
- ※② 熱中症の危険性が少ないと思われる場合においては、マスクの着用も考えられる。ただし、本人が息苦しさを感じたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られたりする場合には、マスクを外すように指導する。
- ※③ 児童生徒が活動中に不必要に大声を出さないように指導する。また、教師もハンドマイクを使用するなど、適切な声量で指導するように心がける。（ハンドホイッスルを使用するなどの工夫も考えられる。）
- ※④ 「特定の人数」とは、ペアやグループの組み合わせを、その時間は変えないことをいう。
- ※⑤ 「活動する時間の合計が全体の1/3程度」とは、小学校では最大で15分程度、中学校では最大で17分程度を目安にする。
- ※⑥ 可能な限り屋外で授業を行うこと。体育館などの屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ※⑦ 可能な限り個人で行う活動をする。
 （複数で活動する必要がある場合は、特定の少人数（2～3人程度）で実施し、十分な距離を確保する。）

領域名		
体づくり 運動系		<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体接触の機会が多い運動は行わない。 ・ 児童生徒同士の間隔を十分にとり、個人でできる運動を中心に行う。
器械運動系		<ul style="list-style-type: none"> ・ 場の配置や児童生徒の動線、待機場所、並ぶ際の間隔などを分かりやすく示し、間隔を十分にとるなどして密集になる状況をできるだけ避けるようにする。 ・ 身体接触を避けるため、原則として補助などは行わないが、安全面への配慮から、補助が必要な場合は、前後に手洗いもしくは手指消毒を行う。また、特定の人数で行うなど感染症防止の措置を十分に講じる。
陸上運動系 陸上競技		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離走を実施する際は、スタートの位置や時間をずらすなど、スタート時の密を避けるようにする。（持久走も同様） ・ 集団走を行う場合は、ランニング中の間隔を十分に保つようにする。 ・ 活動前後の待機場所を、児童生徒に明確に示す。 ・ 呼気が激しくなるような活動後は、間隔を十分にとるようにする。 ・ 記録を取りまとめる際に、密集することが考えられるため、自分の学習カードに記入したり、付箋などに記入したものを教員が回収したりするなどの工夫を行う。 <p>※ 学年、学校単位で行うような大人数での長距離走（持久走）は、ランニング中や活動後の間隔を保つことが困難であるため、実施をお控えください。</p>
球技 ボール運動系	ゴール型	<ul style="list-style-type: none"> ■ バasketボールやサッカーなど ・ 身体接触や密集の機会が多いゲーム（ミニゲームを含む）は避ける。 ・ 十分な距離を確保し、パスやシュートなど、個人や特定の少人数（2～3人程度）でできる運動を行う。

ボール運動系・球技	ネット型	<ul style="list-style-type: none"> ■ バレーボールやバドミントンなど ・ 身体接触や密集の機会が多いゲーム（ミニゲームを含む）は避ける。 ※ バドミントンや卓球など、1体1（シングルス）のゲームを実施する場合は、呼気が激しくならないように時間を制限して行うこと。 ・ 十分な距離を確保し、パスやサービスなど、個人や特定の少人数（2～3人程度）のできる運動を行う。
	ボールベース型	<ul style="list-style-type: none"> ■ ティーボールやソフトボールなど ・ 捕球したり送球したりするボールを操作する運動を行う場合は、身体接触を避け、十分な距離を確保して行う
表現運動系 ダンス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数が同時に活動する際は、同じ方向を向くようにする。 ・ 手をつないだり、手をたたき合ったりするなどの身体接触を伴う活動は行わない。
武道		<p>【柔道・相撲・剣道を実施する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声を伴う運動は避け、基本動作や基本となる技など、個人のできる運動に限定して行う。 <p>注) 地域の感染状況などを踏まえ、次に示す点に留意して計画的に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1年生は、次年度に実施することが可能。 ● 2年生は、1年生時に実施済ならば実施する必要はない。

学校行事等

学校経営・教育指導課
生徒指導・教育相談課

内 容	現 状	1月24日（月）以降
保護者の来校	実施可	実施可 ※ 懇談会や保護者のみを対象とした説明会等。実施に当たっては、人数の制限や実施の方法等を工夫し、感染対策を十分に講じて実施すること。
保護者の授業参観	実施可 ※ 学級規模、学校の実情に応じ方法を工夫	実施可 ※ 実施に当たっては、人数の制限や児童生徒との直接の接触がないよう実施方法を工夫（例：廊下からの参観、別室でモニターによる参観等）し、感染対策を十分に講じて実施すること。
P T Aの会合等	実施可	実施可
家庭訪問	実施可 ※ 手指消毒等の徹底など、感染症対策が十分に行き届くよう方法を工夫	実施不可 ※ 生徒指導対応等は可、代替方法を検討
スクールヘルパー	活動可	教育支援は活動不可 ※ 消毒等の環境整備、安全・ブックヘルパー・特別支援教育は可
児童生徒の集会等	実施可	実施可 ※ 実施に当たっては、人数の制限や実施の方法等を工夫し、感染対策を十分に講じて実施すること。
宿泊を要する行事	実施可	実施不可
宿泊を要しない行事 （社会見学等）	実施可	実施可 ※ バスの利用や見学地での感染症予防の徹底を図った上で実施

特別支援教育関係等

特別支援教育課
特別支援教育相談センター

○ 特別支援学校関連行事

内 容	現 状	1月24日(月)以降
産業現場等における実習	○ 実施可(条件付き) ・ 受入れ先事業所と要確認 ※ 宿泊体験を伴う場合は、現地にて感染対策等を確認するとともに、生徒、保護者と十分に協議した上で、実施の可否を判断すること。	○ 実施可(条件付き) ※ 左記の対応のとおり
特別支援学校高等部 学校見学	○ 実施可 ・ 対象は中3生徒のみ	○ 実施可 ※ 左記の対応のとおり
製品販売会	○ 実施可(条件付き) ・ 対象:保護者、教職員のみ ・ 地域向け販売は当面不可	○ 実施不可
実習報告会		

○ 訪問教育

内 容	現 状	1月24日(月)以降
訪問教育 (在宅、病院内、施設)	○ 実施可(条件付き) ※ 訪問先と実施の可否を確認すること。	○ 実施可(条件付き) ※ 訪問先(家庭)と実施の可否を確認すること。病院・施設は教育委員会を通じて行う。

○ 特別支援教育相談関係

内 容	現 状	1月24日(月)以降
各相談会等	○ 実施可(条件付き) ※ 10月1日付事務連絡「特別支援学校及び特別支援学級の見学について」のとおり	○ 対策を講じ実施 ※ 医療関係者の状況等により、時期延期の対応有

○ 特別支援学校・特別支援学級等見学

内 容	現 状	1月24日(月)以降
就学に係る特別支援学校・ 特別支援学級等見学	○ 実施可(条件付き) ※ 4月28日付事務連絡「特別支援学校及び特別支援学級の見学について」のとおり	○ 実施可(条件付き) ※ 左記の対応のとおり

○ 交流及び共同学習

内 容	現 状	1月24日(月)以降
学校間交流	○ 実施可 ※ 10月1日付事務連絡「令和3年度交流及び共同学習(地域校交流)の実施について」に準じて、各校にて検討すること	○ 実施可(条件付き) ※ 対面ではなく、オンラインによる実施は可
居住地校交流 (地域校交流)	○ 実施可 ※ 10月1日付事務連絡「令和3年度交流及び共同学習(地域校交流)の実施について」のとおり	○ 実施可(条件付き) ※ 対面ではなく、オンラインによる実施は可

1月24日（月）以降の部活動の対応について

1. 中学校の対応については、1月24日（月）以降は、「福岡コロナ警報」が発動されたことに伴い、「1月24日（月）以降の部活動の対応について」（令和4年1月21日発出）及び「福岡コロナ警報の発動に伴う教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について（通知）福岡コロナ警報期間中の部活動の留意事項」（令和4年1月20日発出）の対応を基本とする。

※新たに追加・修正されたものに下線、無くなったものを●で示しています。

内 容	現 状（10月14日発出）	1月24日（月）以降
日常の活動上の留意点	<p>【活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「3つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症対策を徹底する。 ○「<u>北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン</u>」に則り、土・日曜日のいずれか一方を休養日とすること、平日（祝日を含む）に週当たり1日以上<u>の休養日を設定すること、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度について遵守すること。</u> ○「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。 ○感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。 ○各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。 ○生徒同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動及び大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については<u>慎重に判断すること。</u> ○生徒の健康・安全確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。 ○活動前・活動中・活動後の健康観察（活動 	<p>【活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「3つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症対策を徹底する。 ○「<u>北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン</u>」を遵守するとともに、<u>全ての部活動において休養日の拡大や活動時間の短縮等を行うこと。ただし、公式大会等が直近にある場合については、生徒の安全面を考慮し、必要な時間を確保すること。</u> ○「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。 ○感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。 ○各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。 ○生徒同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動及び大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については<u>実施しないこと。ただし、公式大会等が直近にある場合については生徒の安全を考慮し、最小限の活動とすること。</u> ○生徒の健康・安全確保のため、生徒だけに

<p>前の検温を含む)を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は、速やかに下校するよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こまめな休息を挟み、その都度手洗いを徹底するよう指導すること。 ○打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。 ○部活動の生徒が陽性となり、その生徒が感染可能期間に参加していた場合、その部活動の部員全体(顧問を含む)のPCR検査を実施することとなる。 ○校長は、顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。 ○クラブチームと称して、部活動と同じような活動は絶対にしないこと。 	<p>任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動前・活動中・活動後の健康観察(活動前の検温を含む)を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は、速やかに下校するよう指導すること。 ○こまめな休息を挟み、その都度手洗いを徹底するよう指導すること。 ○打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。 ○部活動の生徒が陽性となり、その生徒が感染可能期間に参加していた場合、その部活動の部員全体(顧問を含む)のPCR検査を実施することとなる。 ○校長は、顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。 ○クラブチームと称して、部活動と同じような活動は絶対にしないこと。
<p>【活動場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)の消毒を行うこと。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は避けること。 ○狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況を踏まえ密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。 ○部活動で使用する場所を日頃より清掃し、清潔に保つ。 	<p>【活動場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)の消毒を行うこと。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は避けること。 ○狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況を踏まえ密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。 ○部活動で使用する場所を日頃より清掃し、清潔に保つ。
<p>【マスクの着用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動時のマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じることとし、十分な距離が確保できる場合や運動を行う場合及び熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合はマスクを着用する必要はないが、更衣や準備、片付け、運動量の少ない活動(ストレッチ等の準備運動、教師の指示を聞く時間、活動の合間の時間等)、発声を伴う活動(合唱、発表、話し合い等)では、<u>原則</u>マスクを着用 	<p>【マスクの着用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動時のマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じることとし、十分な距離が確保できる場合や運動を行う場合及び熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合はマスクを着用する必要はないが、更衣や準備、片付け、運動量の少ない活動(ストレッチ等の準備運動、教師の指示を聞く時間、活動の合間の時間等)、発声を伴う活動(合唱、発表、話し合い等)では、必ずマスクを着用

	すること。	すること。
用具 部室	<p>【用具・部室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。 ○器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。 ○部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内ではマスクの着用を徹底し、会話はさせないこと。 	<p>【用具・部室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。 ○器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。 ○部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内ではマスクの着用を徹底し、会話はさせないこと。
練習試 合等	<p>【練習試合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●練習試合、合同練習については、県内に<u>て実施すること。</u> ●練習試合や合同練習会を行う際には、感染防止対策や当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断すること。また、参加校数を2～3校に限定するなど感染症対策が十分に行える規模で実施すること。 ○宿泊を伴う活動は実施しないこと。 ●保護者の観戦については、感染対策を講じた上で、実施可とする。 	<p>【練習試合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>練習試合や合同練習、宿泊を伴う活動は、実施しないこと。</u>
大会等 への 参加	<p>【大会参加について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校体育連盟及び文化連盟または、各競技団体の主催する大会については、主催者の感染防止対策に準じて参加を認める。 ○大会に参加する際は、学校として主催者団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時はもとより、会場への移動時や食事、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ○大会等でやむを得ず保護者が複数の生徒を送迎する場合には、少人数で車内の換気を十分に行い、マスクを着用させる。 ○部活動終了後に、生徒同士の食事はさせないこと。ただし、大会等に出場し、やむを得ず生徒が食事をするようになった場合は、飛沫感染を防ぐため向かい合わず、喫食中は会話を控え、食後はすみやかにマスクを着用するなどの感染症対策を徹底すること。 ○部活動の生徒に感染の疑いがある体調不良者が出た場合は、医療機関の診察や検査等を速やかに受けさせ、感染の有無を確認した上で、校長の判断の下に個人対応ではなく、部として公式大会への参加の可否に 	<p>【大会参加について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校体育連盟及び文化連盟または、各競技団体の主催する大会については、主催者の感染防止対策に準じて参加を認める。 ○大会に参加する際は、学校として主催者団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時はもとより、会場への移動時や食事、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。 ○大会等でやむを得ず保護者が複数の生徒を送迎する場合には、少人数で車内の換気を十分に行い、マスクを着用させる。 ○部活動終了後に、生徒同士の食事はさせないこと。ただし、大会等に出場し、やむを得ず生徒が食事をするようになった場合は、飛沫感染を防ぐため向かい合わず、喫食中は会話を控え、食後はすみやかにマスクを着用するなどの感染症対策を徹底すること。 ○部活動の生徒に感染の疑いがある体調不良者が出た場合は、医療機関の診察や検査等を速やかに受けさせ、感染の有無を確認した上で、校長の判断の下に個人対応ではなく、部として公式大会への参加の可否に

	<p>ついて決定するよう万全の対策を講じること。</p> <p>○九州大会以上の大会参加（県内は除く）については、安心して大会に参加できるように、事前にPCR検査を受けることができる。あくまでも希望者のみの実施とする。（PCR検査を参加の要件としない）</p> <p>○九州大会以上の大会（県内は除く）に出場が決定し、生徒や保護者、引率者にPCR検査の意向を確認した学校は、速やかに生徒指導・教育相談課にPCR検査の実施人数を報告すること。</p> <p>○PCR検査について不明な点は、生徒指導教育相談課まで、問い合わせること。</p>	<p>ついて決定するよう万全の対策を講じること。</p> <p>○<u>県境をまたぐ移動が必要な場合は、PCR検査等の検査を受け、検査結果が陰性であることの確認を行うこと。</u></p> <p>○九州大会以上の大会参加（県内は除く）については、安心して大会に参加できるように、事前にPCR検査を受けることができる。あくまでも希望者のみの実施とする。（PCR検査を参加の要件としない）</p> <p>○九州大会以上の大会（県内は除く）に出場が決定し、生徒や保護者、引率者にPCR検査の意向を確認した学校は、速やかに生徒指導・教育相談課にPCR検査の実施人数を報告すること。</p> <p>○PCR検査について不明な点は、生徒指導教育相談課まで、問い合わせること。</p>
--	---	---

2. 北九州市立高等学校の対応については、1月24日（月）以降は、「福岡コロナ警報」が発動されたことに伴い、「福岡コロナ警報の発動に伴う教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について（通知）福岡コロナ警報期間中の部活動の留意事項」（令和4年1月20日発出）及び「北九州市部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の対応に準ずる。

ひまわり学習塾
学力向上推進リーダーの訪問
教科メンタリング教員の訪問
特定教科教員訪問（外国語科）

授業づくり支援企画課

内 容	現 状	1月24日（月）以降
ひまわり学習塾	○ 実施可	<p>○ 学校型、拠点型ともに1月中は中止 ※ 参加児童・生徒への中止連絡をお願いします。（なお、学校型については、テルウェル西日本への中止連絡は、教育委員会から行います。）</p> <p>○ 2月から方法等を変更して実施 ※ 詳細については別途通知</p>
学力向上推進リーダーの訪問	○ 実施可	○ 実施可
教科メンタリング教員の訪問	○ 実施可	○ 実施可
特定教科教員訪問（外国語科）	○ 実施可	○ 実施可

※ 実施する際は、すべて感染症対策を確実に行うようにする。

研修等

教育センター
特別支援教育課
特別支援教育相談センター

内 容	現 状	1月24日（月）以降
教育委員会主催研修	【教育センター主催の集合型研修】 ○ <u>学期中は、集合型研修をリモートで実施</u> （※令和3年6月4日に教育センター発出の文書「北九教次セ94号」の通り）	【教育センター主催の集合型研修】 ○ <u>学期中は、集合型研修をリモートで実施</u> （※令和3年6月4日に教育センター発出の文書「北九教次セ94号」の通り）
	【他課主催の研修】 ○ 特別支援教育のグループ研修については、教育センター主催の研修方法に準じて実施	【他課主催の研修】 ○ 特別支援教育のグループ研修については、5月12日付通知文のとおり、 リモートで実施
教育実習	○ 感染症対策を講じて実施	○ 感染症対策を講じて実施
教C寺子屋一休さん	○ 感染症対策を講じて実施	○ オンライン等に切り替えて実施又は延期
研修室の使用	○ 通常申し込み手続き後、感染症対策を講じたうえで使用可。	○ 原則、使用不可。オンライン等に切り替えて実施または延期。 ※ なお、どうしても集合する必要がある場合は、 ① 人数を絞り込んだ上で ② 教育センターまで事前相談

【集合型研修をオンライン研修に切り替えて実施する際の留意点】

○ 教育センター主催研修

原則、リモート研修となります。よって、Teams を研修実施日の3日前までに立ち上げて、自分の研修チームを確認してください。詳細は総合案内 p18「リモート研修マニュアル」をご参照ください。不明な点は、教育センターまでご連絡ください。

○ 他課主催研修

各課から別途通知があります。